

幼児教育の無償化 について

利用料（保育料）

基本的な利用料（保育料）は無償
※給食費や通園費等は負担となります。

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。

- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

預かり保育

月額1万2,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（490円×利用日数）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,900円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,800円	9,800円	200円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万7,700円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万2,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

利用料（保育料）について、既に認定こども園を利用されている方は新たな手続きは不要です。ただし、**「預かり保育」の無償化**については、保育を必要とする事由を満たした上で、**「認定申請書」等の提出が必要です。**

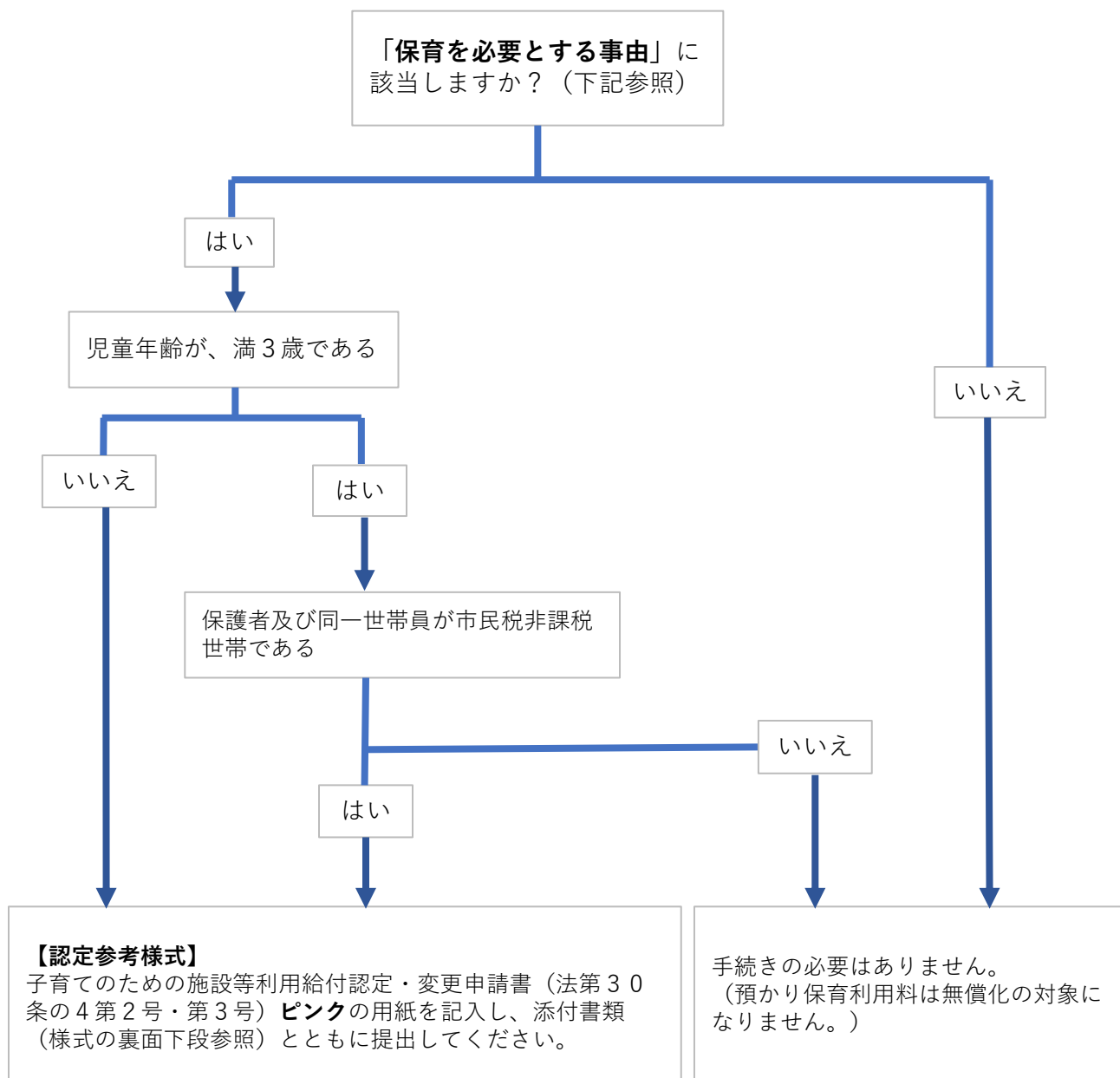
認定申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに認定こども園へご提出ください。

（問合せ先）

北本市こども健康部保育課 保育担当

TEL：048-591-1111（代）

預かり保育無償化のための手続きについて



保育を必要とする事由

（保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です）

- 就労（パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含む）
 - *原則として金銭収入が発生する就労
 - *月64時間以上（休憩時間含む）勤務
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害等
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- その他、上記に類する状態として市が認める場合